

市第 149 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の 3 第 1 項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居（市の公舎及び職員宿舎並びにその扶養親族（規則で定める者に限る。）が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。）の家賃を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給し、その月額は、9,000 円とする。

第10条の 3 第 2 項中「又は前項第 2 号の住宅」を削り、「同項」を「前項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年 3 月 31 日までの間は、施行日の前日においてこの条例による改正

前の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の3第1項第2号に掲げる職員に該当して住居手当を支給されていた職員その他これに準ずる者で、施行日以後も引き続き自ら所有し、又はその扶養親族（この条例による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例第10条の3第1項に規定する扶養親族をいう。）が所有し、かつ、居住する住宅に居住しているものに係る住居手当については、旧条例第10条の3の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項第2号中「8,500円」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「5,500円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「2,500円」とする。

#### 提 案 理 由

住居手当を支給する職員の範囲を改めるため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~  
下段 現 行）

（住居手当）

第10条の3 住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居（市の公舎及び職員宿舎並びにその扶養親族（規則で定める者に限る員を除く。））に対し当該各号に掲げる額を支給する。  
。）が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。）

の家賃を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給し、その月額は、9,000円とする。

(1) 自ら居住するため、借り受けた住居（市の公舎及び職員宿舎並びにその扶養親族（規則で定める者に限る。次号において同じ。）が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。）の家賃を支払っている職員      月額      9,000円

(2) 自ら所有し、又はその扶養親族が所有し、かつ、居住する住宅に居住している職員      月額      8,500円

2 同一の住居 又は前項第2号の住宅 に居住する夫婦、親子及び兄弟姉妹で、その2人以上が本市に勤務する場合には、規則で定めるところにより、そのうちの1人について 前項 の規定を適用する。

（第3項省略）